

官報号外

昭和五十三年十月二十日

○第八十五回 参議院会議録第七号

昭和五十三年十月二十日(金曜日)

午後五時三十四分開議

○議事日程 第七号

昭和五十三年十月二十日

午後五時開議

第一 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

第二 特定不況地域離職者臨時措置法案

(内閣提出)

第三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

(衆議院送付)

第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第六 防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第七 同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第九 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第一〇 農畜産物価格安定対策の拡充強化に関する請願

第一一 鶏卵の生産調整強化及び養鶏の経営安定期間に関する請願

- 第一二 商社系企業養鶏のやみ増羽阻止等鶏卵の生産調整に関する請願
- 第一三 森林行政の確立に関する請願
- 第一四 農業基本政策の確立等に関する請願
- (二件) 第一五 林業資金に係る補助及び融資制度の改善に関する請願
- 第一六 広域農業開発事業の実施に伴う地方財政負担の軽減に関する請願
- 第一七 水田利用再編対策に係る果樹等永年性作物に対する奨励補助金の交付期間の延長に関する請願
- 第一八 田山・新町両當林署の統廃合問題に関する請願
- 第一九 沿岸漁業改善資金(仮称)制度の創設に関する請願
- 第二〇 住宅・宅地政策に関する請願
- 第二一 ほ場整備関連河川事業の促進に関する請願
- 第二二 貸金業の規制強化に関する請願
- 第二三 サラ金規制に関する請願
- 第二四 国立腎センター設立に関する請願(十六件)
- 第二五 國民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(三十三件)
- 第二六 難病対策の充実に関する請願
- 第二七 医療と福祉の充実に関する請願
- 第二八 心身障害者の共同作業所助成等に関する請願
- 第三〇 元満州開拓団及び青少年義勇隊の終戦犠牲者遺骨収集等に関する請願(四件)
- 第三一 国民健康保険制度改革に関する請願(二十四件)
- 第三二 老齢者医療保障制度の抜本改革に関する請願
- 第三三 国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二十九件)
- 第三四 老人医療費の有料化反対等に関する請願
- 第三五 戰時災害援護法制定等に関する請願
- 第三六 南九州中核医療センター建設に際し総合腎センター設置に関する請願
- 第三七 保育事業振興に関する請願
- 第三八 心身障害者の雇用促進に関する請願
- 第三九 慢性腎炎及びネフローゼ症候群対策に関する請願(二件)
- 第四〇 軽油引取税交付金増額に関する請願(四十五件)
- 第四一 農地等の固定資産税に関する請願(二件)
- 第四二 農地の固定資産税及び農業綠地保全制度に関する請願
- 第四三 農地の固定資産税負担に関する請願
- 第四四 農地の宅地並み課税問題等に関する請願
- 第四五 農業用施設のガラス温室等に対する不動産取得税等の優遇措置に関する請願(一件)
- 第四六 青少年健全育成に関する請願
- 第四七 私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願(二件)
- 第四八 希望するすべての子どもに行き届いた高校教育の保障に関する請願(十九件)
- 第四九 珠算教育指導者の資質の向上に関する請願

る請願(七件)

第二九 重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(二件)

第三〇 元満州開拓団及び青少年義勇隊の終戦犠牲者遺骨収集等に関する請願(四件)

第三一 国民健康保険制度改革に関する請願(二十四件)

第三二 老齢者医療保障制度の抜本改革に関する請願

第三三 国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二十九件)

第三四 老人医療費の有料化反対等に関する請願

第三五 戰時災害援護法制定等に関する請願

第三六 南九州中核医療センター建設に際し総合腎センター設置に関する請願

第三七 保育事業振興に関する請願

第三八 心身障害者の雇用促進に関する請願

第三九 慢性腎炎及びネフローゼ症候群対策に関する請願(二件)

第四〇 軽油引取税交付金増額に関する請願(四十五件)

第四一 農地等の固定資産税に関する請願(二件)

第四二 農地の固定資産税及び農業綠地保全制度に関する請願

第四三 農地の固定資産税負担に関する請願

第四四 農地の宅地並み課税問題等に関する請願

第四五 農業用施設のガラス温室等に対する不動産取得税等の優遇措置に関する請願(一件)

第四六 青少年健全育成に関する請願

第四七 私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願(二件)

- 議長(安井謙君) これより会議を開きます。
- さきに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員中山福蔵君は、去る十三日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。
- つきましては、この際、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 第五〇 旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に適用する請願(二件)
- 第五一 重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(五件)
- 第五二 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
- 第五三 旧陸海軍従軍看護婦に対する軍人恩給並みの年金給付等に関する請願
- 第五四 国家公務員の積雪寒冷地手当の級地引上げに関する請願
- 本日の会議に付した案件
- 一、故元議員中山福蔵君に対し弔詞贈呈の件
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第九まで
- 一、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案(衆議院提出)
- 一、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案(衆議院提出)
- 一、日程第一〇より第五四までの請願及び石油等の価格を引き下げ円高差益を国民に還元することに関する請願外二十四件の請願
- 一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する件

○議長(安井謙君) 日程第二 特定不況地域離職者臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長対馬孝日君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定不況地域離職者臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十三年十月十八日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

特定不況地域離職者臨時措置法案
特定不況地域離職者臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のため特別の措置を講じ、もつて特定不況地域離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。
(定義等)
第二条 この法律において「特定不況地域」とは、特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)第二条第三項の政令で定める区域及びその近隣の地域(以下この項において「特定不況市町村等の地域」という)のうち、当該特定不況市町村等の地域内に居住する離職者等及び当該特定不況市町村等の地域内に所在する事業所において事業主により雇用されている労働者に関する必要がある地域として労働大臣が指

定する地域をいう。

2 労働大臣は、特定不況地域を指定しようとするとときは、あらかじめ、その指定しようとする地域を管轄する都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 この法律において「特定不況地域離職者」とは、次の各号に掲げる者(自己の責めに帰すべく)であつて、現に失業しているもの又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)であると認められるものをいう。

一 特定不況地域内に居住する離職者
二 前号に掲げる離職者以外の離職者であつて、特定不況地域内に所在する事業所において事業主により雇用されていたもの(労働省令で定める者を除く。)
(事業主等の責務)

第三条 事業主は、特定不況地域内に所在する事業所に関し事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況地域内に所在する事業所の事業主及びその団体は、当該事業所において当該事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国は、特定不況地域内に所在する事業所に関し行われる事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対して必要な援助を行うよう努めなければならない。
(政令で定める基準)
第五条 国及び地方公共団体は、前項の国の施策に協力する。

とともに、特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。

第五条 国及び雇用促進事業団は、特定不況地域において一時に多数の離職者が発生した場合における再就職を容易にするため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、その区域内に特定不況地域を包括する都道府県が前項の措置に準する措置を講ずることを奨励するため、当該都道府県に対し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職業紹介)
第六条 公共職業安定所は、特定不況地域離職者の速やかな再就職を容易にするため、求人の開拓、職業指導の実施及び就職のあつせんを行ふ等必要な措置を講ずるものとする。

(特定不況地域離職者に係る延長給付)
第七条 特定不況地域離職者であつて、雇用保険法(昭和四十九年法律第二百六十六号)第五十五条第一項に規定する受給資格者(同法第二十二条第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「特定不況地域離職者臨時措置法第七条に規定する受給資格者の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第一項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

第八条 特定不況地域離職者であつて、船員保険法昭和十四年法律第七十三号第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同一法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用につい

ては、同条第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「特定不況地域離職者臨時措置法第八

条ニ規定スル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とす

る。

第九条 第二条第一項に規定する指定のあつた日以後に他の地域から当該指定に係る特定不況地域に移転したことにより特定不況地域離職者に該当することとなつた者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものに対しては、前二条の規定は、適用しない。

(特定不況地域離職者等に係る雇用安定事業等の特例)
第十条 政府は、特定不況地域離職者及び特定不況地域内に所在する事業所において事業主により雇用されている労働者(これらの者のうち雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。)に関して、同条の雇用安定事業として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、当該措置に必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、特定不況地域離職者(雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する被保険者等に該当する者に限る。以下この項において同じ。)に關し、同法第六十二条の雇用改善事業として、特定不況地域離職者を雇い入れる事業主に対し、必要な助成及び援助を行うものとする。

3 労働大臣は、前二項の規定により事業主に対して行う助成及び援助の実施に関して雇用保険法第六十一条の二第三項又は第六十二条第二項に規定する必要な基準を定めようとするときは、前二項に規定する者の失業の予防、再就職の状況等を考慮して行わなければならない。

(小字及びは衆議院修正)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案
(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第一条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「第十五条」を「第十四条の三」に改める。

第二条 第二項中「次条第二項又は第三項の公示に保る建物」を「第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律で「第一種大規模小売店舗」とは、

次条第二項若しくは第三項又は第三条の二第一項の規定による通商産業大臣の公示に係る建物をいう。

4 この法律で「第二種大規模小売店舗」とは、

次条第二項若しくは第三項又は第三条の二第一項の規定による都道府県知事の公示に係る建物をいう。

第三条第一項中「千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十

七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。以下「基準面積」という。)以上である」を「五百平方メートルを超える」に、「通商産業大臣」を「その

建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートルメートルを超える」に、「通商産業大臣」を「その

建物内の店舗面積の合計が五百平方メートルを超えて」に改め、同条の

メートルを超える」に、「通商産業大臣」を「その

業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「基準面積未満」を「五百平方メートル以下」に、「大規模小売店舗について」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗について」に、「そ

の大規模小売店舗」を「その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗の用途を変更することにより、第一種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方米メートルを超えて」に改め、同条の

次に次の二条を加える。

(種別変更)

第三条の二 建物の床面積を変更し、又は建物の一部の用途を変更することにより、第一種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方米メートルを超えて種別境界面積未満とし、又は第二種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方米メートルを超えて種別境界面積未満とする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調

整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について前項の規定によ

る届出(以下「種別変更の届出」という。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、通商産業省令で定めるところによ

り、その調整の公示に係る第一種大規模小売

店舗又は第二種大規模小売店舗について次項

の公示をして差し支えない旨を都道府県知事

又は通商産業大臣に通知しなければならな

い。前項の規定による届出を要する場合において、同項の規定による届出がない場合も、同様とする。

一 その種別変更の届出の時までに、その種別変更の届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業

に係る第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出(以下「開店日等の届出」という。)がされていないとき。

二 その種別変更の届出の時までに前号に規定する開店日等の届出がされている場合にあつては、それらの開店日等の届出及びその時以後にされた同号に規定する開店日等の届出について、第七条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による勧告又は第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第十四条第一項の規定による命令をする必

要がないと認められるとき。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る建物につき前条第二項の規定の例により

公示をしなければならない。

4 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

第七条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「その届出に係る大規模小売店舗」を「その届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に、「意見をきいて」を「意見又は都道府県大規模小売店舗審議会を議会の意見（都道府県大規模小売店舗審議会を置かない都道府県の都道府県知事にあつては、

一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事(以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。)に改め、同条第二項中「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に改め、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

5 第一項に規定する者は、第三項の公示があつたときは、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、前条第一項の規定の例により新たに表示を掲げなければならぬ。

第四条中「前条第二項」を「第三条第一項」に、「六月」を「七月」に改める。

3
第一項の場合は、通常産業大臣は、都道府県知事は、当該届出について、広域にわたる調査を行うことが必要であるときその他の同項の期間内に同項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときには、同項の規定にかかわらず、二ヶ月を超える範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、当該届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

店舗又は第二種大規模小売店舗に、「消費者若しくはその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの」の意見をきかなければ」を「申出者の意見を聽かなければ」に改め、同条に次の三項を加える。

その届出に係る第二種大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会意見及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたものとの意見(以下「申出者」)を「意見」といふ。次条第一項において同じ。)を聽いて「三月」を「四月」に、「減少すべき」を「削減すべき」に改め、同条第二項中「大規模

上りて店舗面積の増加をする場合には、同条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第八条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「意見をきいて」を「意見を聽いて」に、「四月」を「五月」に、「減少すべき」を「削減すべき」に改め、同条第二項中「大規模小売店舗審議会」の下に「又は都道府県大規模小売店舗審議会」を加え、「きかれた」を「聴かれた」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による通知を受けた者が、その通知を受けたところに従つて、第五条第一項の規定による届出に係る開店日若しくは前条第一項の規定による届出に係る繰上げ後の開店日の繰上げをし、又は同条第二項の規定による届出に係る店舗面積を増加する日を繰り

4 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の期間が満了する日前に、当該届出に係る事項が直ちに実施されてもその届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中大小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該届出に係る

その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗に、「その大規模小売店舗」を「その第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に、「行なつて」を「行って」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第十一条中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に改める。

第十二条及び第十三条第二項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に改める。

同条第四項中「第七条」を「第七条第一項及び第二項」に、「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「減少すべき」を「削減すべき」に改める。

が延長された場合における第一項の規定の適用については、同項中「その届出を受理した日から五月」とあるのは、「同条第三項の規定により延長された期間が満了する日から一月」とする。

物の全部又は一部を当該小売商に貸し付け、又は譲り渡すために最初に貸付契約又は譲渡契約を締結する日の一月前までに、次の事項をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければ改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その建物の所在する場所並びにその建物内の店舗面積の合計及び区分

三 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用するその建物に係る貸付料金の額その他の主務省令で定める貸付条件(以下単に「貸付条件」という。)又は譲渡代金の額その他の主務省令で定める譲渡条件(以下単に「譲渡条件」という。)

五 その届出をする際現にその建物の一部をその店舗の用に供させるため小売商に貸し付けてい

る者にあつては、その小売商に適用してあるその建物に係る貸付条件

第三条第二項を次のように改める。

1 前項の規定による届出には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第三条第三項中「第二項の規定について、」を削り、「これを第一項の建物」を「これを第一項の建物たる、合せたものをもつて」を「合せたものをもつて同項の」に改め、同条第四項を削る。

3 第一条第二項の次に次の二号を加える。
第四条及び第五条を削る。

二の一 その建物内の店舗面積の合計及び区分

第六条の見出しを削り、同条第一項中「供する」を「供させるために改め、「その建物につき」を

削り、「時に」を「日から一月以内に、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及びその建物をその店舗の用に供させるため貸し付けている小売商に適用しているその建物に係る貸付条件を」に、「所在する場所」を「所在地」に、「から第三条第一項の許可を受けたものとみなす」を「届け出なければならない」に改め、同項第一号中「なつては」を「されている」に、「時」を「日」に改め、

同項第一号中「第三条第一項」を「前条第一項」に、「改廢」を「改正」に、「時」を「日」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市

場とされることとなつた指定地域内の建物 その建物が小売市場とされることとなつた日

第六条第二項を削り、同条第三項中「前項の届出書」を「前項の規定による届出」に、「写」を「写し」に、「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(貸付条件等の変更の届出)

第五条 小売市場開設者(第三条第一項に規定する者(当該貸付け又は譲渡の一部をした者を含む。)及び指定地域内の小売市場の全部又は一部をその店舗の用に供させるため小売商に貸し付けている者をいう。以下同じ。)は、その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用する当該建物に係る貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするときは、その変更後の貸付条件又は譲渡条件を適用して最初に貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更する日の一月前までに、その変更後の貸付条件又は譲渡条件をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 小売市場開設者は、第三条第一項、前条第一項又は前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る貸付条件又は譲渡条件を適用しないで、その届出に係る建物をその店舗の用に供させるため小売商を相手方とする貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更しようとするときは、その貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更する日の一月前までに、その貸付契約又は譲渡契約(変更の場合にあつては、変更後のもの。)の内容(主務省令で定めるものに限る。)を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更報告等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた

場合において、その届出に係る第三条第一項第四号の貸付条件若しくは譲渡条件又は前条第一項の変更後の貸付条件若しくは譲渡条件若しくは同条第二項の貸付条件若しくは譲渡条件又は前条第一項(以下「貸付条件等」という。)が建物の位置及び構造、土地及び建物の取得、維持管理等に要する費用並びに類似店舗の貸付条件又は譲渡条件その他の経済事情を勘酌して主務省令で定める基準に適合せず、かつ、その届出に係る建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の経営の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、主務省令で定めるところによりその届出をした者に対し、その届出に係る貸付条件等を変更すべし」とを勧告することができる。

第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により届出を要する場合において、これを怠つて締結され又は変更された同項の貸付契約又は譲渡契約の内容につき、その締結し又は変更した者に対しても、同様とする。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第七条を次のように改める。

(氏名等の変更の届出等)

第七条 小売市場開設者は、第五条第一項又は次項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項(第四条第一項の規定による届出をした小売市場開設者

にあつては、その届出に係る第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び第四条第一項に規定する貸付条件)を変更したときは、逕端なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

12 小売市場開設者は、その小売市場を廃止したときは、逎端なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第八条を削る。

(第三条第一項の許可)

第三条第一項中「第三条第一項の許可」を「第三条第一項又は第四条第一項の規定による届出」と、「譲渡、貸付」を「譲渡し、貸付け」と、「小売市場開設者」を「その届出をした者」と改め、同条第二項中「小売市場開設者についてを「前項に規定する届出をした者について」と、「政令で定めるところ

により当該建物に係る小売市場開設者の」を「当該建物の全部又は一部でその届出に係るものにつき、その届出をした者の」に改め、同条第三項中「小売市場開設者」を「第一項に規定する届出をした者」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置の政令への委任)

第九条 第四条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 第六条に定まるものほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十条及び第十一条 削除

(第十四条の二)を削る。

第十五条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四号を削る。

第十六条の二から第十六条の六までを削る。

(商店街振興組合等による調査の申出等)

第十六条の七 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの並びに第三条第一項の許可に係る一小売市場内

の小売商であることをその組合員の資格とし、かつ、当該小売市場内の小売商の大部分が組合員である事業協同組合及び当該事業協同組合であることをその商店又は商業の会員の資格とする協同組合連合会(以下「この条において「商店街振興組合等」という。)は、この法律の適用については、中小小売商店団体とみなす。この場合において、第十四条の二第一項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第一項中「中小小売商店団体の構成員の資格と係る特定物品販売事業と同種の事業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員たる中小小売商店が現に販売する物品と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第一項中「中小小売商店の経営」とあるのは「中小小売商店(当該同種の物品の販売事業を行ふ中小小売商店をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十二条第一項において同じ。)の経営」と読み替えるものとする。

第十七条中「第十六条の二第一項の規定による申出に係るもの及び」を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第二条第二項に規定する」に改める。

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者）が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣とする。

第十九条第一項中「第三条第一項の許可に係る建物」を「指定地域内の小売市場」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は、前項の異議申立てがあつたときは、」を「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は」に、「行わなければ」を「行つた後にしなければ」に改め、同条第四項中「際しては」の下に「審査請求人又は」を加える。

第二十条の二（第十九条第二項及び第二十条第一項）を「及び第十九条第二項」に改める。

第二十一条中「第六条第三項」を「第六条第一項第三号及び第三項」に改め、「及び」を並びに削る。

第二十二条中「第一条の二第二項第一号」を削り、「第四条第一項、第五条第一号、第六条第三項」を「第三条第一項第四号及び第二項、第四条第一項第三号及び第二項、第五条第二項及び第三項、第六条第一項並びに」に改め、「第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項（第十六条の五第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十四条 第三条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第一条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者を加える。

同条第一号中「又は第二項」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人については、業務を執行する役員）

二 第七条第一項又は第八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の「旧大規模小売店舗法」（以下「新大規模小売店舗法」という。）第三条第四項の規定によりされた届出（この法律の施行前にされた同条第五項の公示に係るもの）であつて、建物内の店舗面積（第一

条の規定による改正後の「新大規模小売店舗法」（以下「新大規模小売店舗法」という。）第二条第一項の店舗面積をいう。以下同じ。）の合計を五百平方メートル

を超える種別境界面積（新大規模小売店舗法第三条第一項の種別境界面積をいう。以下同じ。）未満とする者のしたものは、新大規模小売店舗法第三条の二第一項の規定による届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に「旧大規模小売店舗法」第二条第二項の大規模小売店舗であるものにおける小売業の営業開始の制限及びこの法律の施行の際現に当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者の当該大規模小売店舗における店舗面積の増加の制限に関する新大規模小売店舗法第四条の規定の適用については、同条中「七月」とあるのは、「六月」とする。

第四条 この法律の施行の日前にされた「旧大規模小売店舗法」第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に関する新大規模小売店舗法第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を新大規模小売店舗法第九条第四項について準用する場合を含む。）の規定の適用については、新大規模小売店舗法第七条第一項中「四月」とあるのは「三月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」と、新大規模小売店舗法第八条第一項中「五月」とあるのは「四月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」とし、当該届出については、新大規模小売店舗法

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

一三四

第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。

第五条 附則第二条に規定する場合のほか、旧大規模小売店舗法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新大規模小売店舗法中にこれに相当する規定があるときは、新大規模小売店舗法によつてしまるものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に新大規模小売店舗法第三条第一項に規定する建物でその建物内の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える種別境界面積未満であるものを設置している者（小売業者）を管むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下「建物設置者」という。）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建物設置者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行うことができる。

2 前項の規定による届出は、新大規模小売店舗法第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 建物設置者は、新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際現に供し又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第七条 新大規模小売店舗法第四条第一項の規定は第二種大規模小売店舗（新大規模小売店舗法第二条第四項の第二種大規模小売店舗をいう。以下同じ。）について、新大規模小売店舗法第四条第二項の規定は第二種大規模小売店舗に係る新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示の際当該

第七条 第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者について、この法律の施行の日から起算して七月間は、適用しない。

第八条 この法律の施行の日から起算して五月を経過する日までに第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に関する新大規模小売店舗法第五条第一項の規定の適用については、同項中

「その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の五日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第九条 前条に規定する者（前条に規定する期間内にその店舗面積の増加をしようとする者を含む。）に関する新大規模小売店舗法第六条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「繰上げ後の開店日の五日前までに」とあり、同条第二項中「店舗面積を増加する日の五日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

（外）号

第十一条 前条に規定する者がした新大規模小売店舗法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、新大規模小売店舗法第七条第一項の規定は、適用しない。

第十二条 附則第六条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の刑を科する。

（小売商業調整特別措置法の一一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法（以下「旧小売商業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者は、その許可に係る小売市場が第二条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法（以下「新小売商業法」という。）第三条第一項の小売市場に該当するものである場合には、当該許可に係る貸付条件又は譲渡条件について同項の規定による届出をしているものとみなす。

2 前項の規定により新小売商業法第三条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者の当該貸付条件又は譲渡条件については、新小売商業法第六条第一項の規定は、適用しない。

第十三条 この法律の施行前に旧小売商業法第三条第一項又は第七条第一項（第一号を除く。）の許可の申請をした者は、その申請に係る建物が新小売商業法第三条第一項の小売市場に該当するものである場合には、当該申請に係る貸付条件若しくは譲渡条件又はこれらの変更について新小売商業法第三条第一項又は第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則の適用）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則の一部改正）

第十五条 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）の一部を次のよう改正する。

第十五条第三項中「第二条第二項に規定する大規模小売店舗」を「第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗」に改める。

〔福岡日出麿君登壇、拍手〕

○福岡日出麿君 ただいま議題となりました大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法律案は、最近、小売業界において、大型店の

の出店等をめぐり、中小小売業者との間の紛争が増加している等の情勢にからみ、本法の調整対象となる大規模小売店舗について建物の範囲を拡大し、調整権限の一部を都道府県知事に委任するほか、調整期間を延長する等の措置を講ずるとともに、小売市場の要件その他小売業の事業活動の調整に関する制度の整備等を行おうとするもので

あります。

なお、本案は、第八十四回国会に内閣より提出され、衆議院において継続審査となり、今般、衆議院において、調整期間の延長に係る規定等数点についての修正が行われた上で本院に送付されたものであります。

委員会における質疑については会議録に譲りまして、質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、当委員会では四項目にわたる附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君)

これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

過半数と認めます。よって、

○議長(安井謙君)

本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 一般職の職員の給与に関する法律案一部を改正する法律案

日程第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第六 防衛省職員給与法の一部を改正する法律案

日程第七 同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長 桜垣徳太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年十月十七日 参議院議長 安井 謙殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

昭和五十三年十月十七日 参議院議長 保利 茂

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律

(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内」を削り、同項第一号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万五千円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額

二千五百円

第十二条の三第一項第四号を削る。

第十一條第三項中「八千円」を「九千円」に、「二千三百円」を「二千七百円」に、「五千五百円」に改める。

第五千円に改め、同項第二号中「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満」を「自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という)が片道五キロメートル未満」に改め、「二千円」の下に「使用距離が片道五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」に改め、「三千四百円」を「三千六百円」に、「うち、自転車等の」を「うち、」に、「三千八百円」を「自転車等の」を「四千円」に改め、「十五キロメートル以上」の下に「二十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」を加え、「五千三百円」を「五千六百円」に改め、同項第三号中「一万四千円」を「一万五千円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第二項中「一万五千二百円」を「二万二百円」に改め、同項第三項中「高等学校等学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部」に改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 260,700	円 201,200	円 178,800	円 151,300	円 126,700	円 104,200	円 90,500	円 74,400
2	272,000	209,700	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
3	283,300	218,200	192,900	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
4	294,700	227,100	200,000	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
5	306,100	236,000	207,300	177,400	150,100	130,700	112,900	84,800
6	317,500	245,000	214,700	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
7	328,900	254,000	222,100	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
8	340,400	262,800	229,500	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
9	351,900	271,600	237,000	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
10	363,300	280,400	244,500	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
11	374,700	289,000	251,900	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
12	377,800	297,400	259,300	226,200	191,700	163,700	138,000	103,200
13	383,900	305,200	266,500	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
14	389,500	311,300	273,700	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
15	394,300	317,400	279,400	246,300	208,100	175,400	146,000	109,700
16		321,700			251,400	213,100	179,000	148,500
17				285,100	256,400	216,700	182,100	150,900
18				289,000	260,000	220,000	185,100	152,900
19				292,800	263,600	223,100	187,400	
20				296,600	267,200	225,600	189,700	
21					270,800	228,000	191,900	
22						230,400	194,100	
23						232,800		
24								111,300

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	148,300	125,400	108,300	92,000	74,900	67,000
2	153,300	129,900	107,700	95,700	77,200	68,900
3	158,300	134,400	112,100	99,400	79,700	70,900
4	163,600	139,000	116,500	103,300	82,200	72,900
5	169,000	145,600	120,900	107,200	85,100	74,900
6	174,600	148,300	125,400	111,100	88,300	77,100
7	180,300	152,000	129,600	114,800	92,000	79,500
8	186,100	157,700	133,800	118,600	95,700	81,900
9	192,000	162,400	138,100	122,400	99,300	84,700
10	197,900	168,600	142,300	126,100	102,900	87,800
11	203,800	170,700	146,100	129,900	106,400	91,000
12	209,700	174,900	149,800	133,500	109,800	94,200
13	215,600	179,100	153,500	137,100	113,000	97,300
14	221,500	183,200	157,100	140,600	116,200	100,400
15	226,500	187,300	160,800	144,000	119,000	103,200
16	231,500	191,400	164,500	147,100	121,500	106,000
17	236,400	195,400	168,200	150,100	123,900	108,700
18	241,300	199,400	171,900	153,100	126,300	110,800
19	246,100	203,300	175,400	155,700	128,700	112,800
20	250,600	207,200	178,500	158,100	130,800	114,800
21	254,600	211,000	181,300	160,100	132,800	116,700
22	258,600	214,700	183,600	162,100	134,700	118,600
23	262,600	218,000	185,900	164,100	136,600	120,500
24	265,800	221,300	187,900	166,000	138,500	122,400
25		223,700	189,900	167,900	140,300	124,300
26			191,900			126,100
27						127,900
28						129,700
29						131,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表（第六条関係）

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	272,300	227,100	—	—	—	—	118,800	102,300	—
2	281,200	235,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,700
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,400
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,300	147,000	125,100	96,100
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	128,600	99,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,700	131,800	102,900
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,200	134,900	105,300
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	165,500	138,000	107,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	169,800	141,000	109,400
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	173,900	144,000	111,300
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	177,900	147,000	113,200
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	217,800	181,600	149,800	115,100
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	221,900	184,700	151,900	116,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,000	187,800		
17		353,300	324,900	307,300	275,900	229,900	190,000		
18			329,000	311,200	281,100	238,000			
19				333,100	315,000	285,900	236,000		
20					318,800	289,500	238,400		
21						298,100	240,800		
22						296,700			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外三件

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号	俸	俸給月額							
1	272,300	227,100	—	—	—	—	104,400	92,800	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,900
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,900
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	157,400	132,600	114,900	99,600
7	326,900	280,400	250,200	234,500	204,900	163,700	138,000	120,400	103,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	169,900	143,400	125,700	108,800
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	176,200	148,900	130,800	114,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	182,500	154,400	135,900	119,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	188,300	159,800	141,100	124,600
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	195,100	165,200	146,300	129,600
13	388,900	326,500	295,900	280,200	249,000	201,300	170,700	151,400	134,600
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	207,500	176,100	156,600	139,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	213,700	181,600	161,800	144,800
16		348,900	317,900	301,500	270,700	219,600	187,100	167,000	149,800
17		353,300	324,900	307,300	275,900	225,400	192,600	172,100	154,800
18			329,000	311,200	281,100	231,200	198,200	177,200	159,800
19			333,100	315,000	285,900	236,800	203,900	182,400	164,700
20				318,800	289,500	242,000	209,600	187,600	169,500
21					293,100	246,700	215,300	192,800	174,300
22						296,700	251,400	221,000	198,000
23							300,300	256,100	226,600
24								260,700	231,800
25									236,500
26									213,600
27									218,800
28									198,300
29									208,400
30									188,700
31									218,200
32									223,400
33									212,500
34									216,400
									220,200
									224,000
									227,800
									230,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号	俸	俸給月額							
1	272,300	227,100	—	—	—	—	119,800	102,300	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,900
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,900
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,300	147,000	125,600	97,000
7	326,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	129,800	101,100
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,900	133,900	104,600
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,600	138,000	108,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	166,300	141,900	111,300
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	171,000	145,800	114,500
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	175,500	149,700	117,600
13	388,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	180,000	153,600	120,700
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	218,200	184,400	157,500	123,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	222,500	188,700	161,300	126,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,700	192,400	165,000	129,700
17		353,300	324,900	307,300	275,900	230,700	196,000	168,200	132,600
18			329,000	311,200	281,100	233,900	199,200	171,400	135,500
19			333,100	315,000	285,900	236,900	202,800	173,500	138,300
20				318,800	289,500	239,400	204,500		141,000
21					293,100	241,800	206,700		143,600
22						296,700	244,200	208,900	
23							211,100		145,600

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 債	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	259,000	212,000	173,400	144,000	113,000	—
2	268,800	221,300	181,000	150,900	118,500	87,900
3	278,600	230,700	188,600	157,800	124,500	91,800
4	288,400	240,100	196,200	164,700	130,500	96,900
5	298,200	249,400	203,800	171,600	136,300	102,100
6	307,900	258,500	211,400	178,200	142,100	107,300
7	317,500	267,500	218,900	184,700	147,700	112,400
8	327,100	276,400	226,200	191,000	152,900	117,000
9	336,700	285,300	233,500	197,300	158,000	121,700
10	345,100	294,200	240,200	203,500	163,100	126,400
11	353,400	302,900	246,900	209,400	167,800	130,500
12	360,100	311,000	253,700	215,300	172,400	133,800
13	366,800	319,100	260,400	221,100	176,900	136,800
14	373,500	326,200	266,500	226,900	181,200	139,800
15	379,000	333,300	272,500	232,600	185,500	142,800
16	384,400	339,600	278,300	238,300	189,800	145,800
17	389,000	345,900	284,000	243,700	194,100	148,800
18		351,500	288,600	249,100	197,400	151,800
19		355,600	292,300	252,500		154,700
20			296,000	255,900		156,800
21			299,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	170,700	138,100	113,500	93,100	76,000
2	176,200	143,500	118,100	96,700	78,100
3	181,700	149,000	122,700	100,800	80,400
4	187,200	154,500	127,400	104,900	82,900
5	192,700	160,000	132,600	109,100	86,000
6	198,500	165,400	137,900	113,300	89,300
7	204,300	170,700	143,300	117,500	92,800
8	210,500	175,500	148,700	121,700	96,400
9	216,700	180,200	154,100	126,000	100,300
10	222,900	184,800	159,500	130,600	104,300
11	229,200	189,300	164,800	135,100	108,400
12	235,400	193,800	169,200	139,700	112,600
13	241,600	198,300	173,400	144,300	116,800
14	247,800	202,800	177,600	148,700	121,000
15	253,200	207,300	181,700	153,000	125,000
16	258,400	211,700	185,800	157,200	128,900
17	263,500	216,100	189,700	161,400	132,800
18	268,600	220,400	193,500	165,500	136,700
19	273,800	224,700	196,900	169,500	140,500
20	278,600	228,700	200,300	172,800	144,200
21	282,800	232,700	203,100	176,000	147,000
22	287,000	235,600	205,800	178,900	149,600
23	291,200	238,500	208,400	181,600	151,600
24	294,600	241,400	210,600	184,100	
25			212,800	186,200	
26			215,000		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外三件

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	144,000	105,800	87,200
2	—	167,500	150,500	112,200	90,900
3	215,600	175,100	157,000	118,600	94,900
4	224,100	182,700	163,600	125,000	99,500
5	232,700	190,300	170,600	131,300	104,200
6	241,500	197,900	177,700	137,600	109,500
7	250,300	205,500	184,800	144,000	144,800
8	259,100	213,200	191,900	150,400	120,700
9	267,900	220,900	199,000	156,900	126,700
10	276,700	228,600	206,100	163,400	132,700
11	285,500	236,300	213,100	169,900	138,700
12	294,300	243,600	220,100	176,500	144,500
13	303,200	250,500	227,100	183,000	150,100
14	312,200	257,300	234,100	188,600	155,400
15	321,200	264,100	240,600	194,200	160,600
16	330,200	270,600	247,000	199,200	165,500
17	339,200	276,900	253,400	204,000	170,200
18	347,600	283,200	259,800	208,800	174,900
19	355,500	289,500	266,100	213,600	179,600
20	363,300	295,700	272,400	218,300	184,300
21	371,100	301,200	278,600	222,900	188,600
22	378,400	306,700	284,800	227,500	192,900
23	385,000	312,200	290,200	232,000	197,000
24	390,500	317,600	295,500	236,500	201,000
25	395,300	323,000	299,400	240,900	204,400
26	400,100	327,800	302,600	245,100	207,700
27		331,300		248,300	211,000
28				251,400	214,300
29				254,400	216,800
30					219,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	254,200	—	96,100	—
2	261,400	185,800	100,600	81,000
3	269,000	192,800	106,000	84,000
4	276,600	199,900	111,400	87,100
5	284,200	207,000	116,800	90,600
6	291,900	214,100	122,200	94,700
7	299,600	221,200	127,600	99,000
8	307,300	228,300	133,000	103,900
9	315,000	235,400	138,600	108,900
10	322,700	242,600	144,200	114,100
11	330,100	249,800	149,800	119,300
12	337,500	257,000	155,800	124,400
13	344,600	264,100	162,300	129,600
14	351,600	271,200	169,000	134,800
15	356,200	278,300	175,800	140,100
16		285,300	182,600	145,400
17		292,300	189,400	150,600
18		299,200	196,100	155,800
19		306,000	202,900	161,000
20		312,800	209,800	165,600
21		319,300	216,700	170,100
22		325,800	223,600	174,600
23		332,100	230,500	179,100
24		338,400	237,300	183,500
25		342,600	244,100	187,900
26			250,400	192,300
27			256,500	196,600
28			262,600	200,800
29			268,600	204,600
30			274,600	208,200
31			279,600	211,300
32			284,400	214,400
33			289,000	217,400
34			293,200	220,200
35			297,300	222,400
36			301,300	
37			304,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	251,300	—	87,100	—
2	258,100	158,000	91,600	81,000
3	264,900	164,900	96,100	84,000
4	271,800	171,800	100,600	87,100
5	278,700	178,800	106,000	90,600
6	285,600	185,800	111,400	94,700
7	292,500	192,800	116,800	99,000
8	299,400	199,800	122,200	103,900
9	305,600	206,800	127,800	108,900
10	311,800	213,800	133,000	114,000
11	317,600	220,800	138,600	119,100
12	323,400	227,400	144,200	124,000
13	328,200	233,900	149,800	128,900
14	333,000	240,400	155,800	133,800
15	337,100	246,900	162,300	138,700
16		253,300	169,000	143,400
17		259,700	175,800	148,100
18		266,100	182,600	152,800
19		272,500	189,400	157,400
20		278,900	196,100	161,900
21		285,300	202,800	166,300
22		291,300	209,600	170,300
23		296,400	216,400	174,300
24		301,400	222,800	177,900
25		306,800	228,700	181,400
26		309,500	234,600	184,400
27		312,500	240,500	187,400
28		315,500	246,200	190,000
29		318,500	251,600	192,300
30			256,900	194,500
31			262,000	196,600
32			267,000	
33			271,700	
34			276,400	
35			280,600	
36			284,300	
37			288,000	
38			291,400	
39			294,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	285,400	—	144,000	113,100	90,300
2	294,200	182,700	150,500	119,200	95,400
3	303,100	190,300	157,000	125,300	100,500
4	312,100	197,900	163,600	131,500	105,800
5	321,100	205,500	170,600	137,700	111,500
6	330,100	213,200	177,700	144,000	117,300
7	339,100	220,900	185,000	150,400	123,100
8	347,600	228,600	192,300	156,900	128,900
9	355,500	236,300	199,900	163,400	134,700
10	363,300	243,900	207,600	169,900	140,500
11	371,100	251,500	215,300	176,600	146,200
12	378,400	259,100	223,000	183,400	151,900
13	385,000	267,900	230,700	190,300	157,600
14	390,600	276,700	238,300	197,200	163,000
15	395,400	285,500	245,900	204,100	168,400
16	400,200	294,300	252,800	211,000	173,500
17	303,200	259,600	217,600	178,600	
18	312,200	266,300	224,100	183,600	
19	321,200	272,900	230,600	188,300	
20	330,200	279,200	236,900	192,900	
21	338,000	285,400	243,200	197,200	
22	343,400	291,600	249,400	201,500	
23	348,800	297,100	255,600	205,800	
24	354,200	302,600	261,800	209,700	
25	359,400	307,700	267,800	213,600	
26	364,500	312,700	273,800	217,300	
27	368,800	317,700	279,800	220,200	
28	373,100	321,200	285,300	223,100	
29			290,500		
30			295,500		
31			300,400		
32			305,100		
33			308,400		

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	93,400	81,600	—
2	—	—	98,000	84,700	74,500
3	—	—	103,700	88,300	76,700
4	208,600	149,100	109,500	91,900	79,100
5	217,000	156,300	115,300	95,700	81,600
6	225,900	163,600	121,100	100,600	84,600
7	234,900	171,000	126,900	105,700	88,000
8	243,900	178,400	132,800	110,900	91,400
9	253,500	185,700	139,000	116,500	94,100
10	263,200	192,900	145,100	122,100	96,800
11	272,900	200,100	151,200	127,700	99,500
12	282,600	207,100	157,300	133,300	102,200
13	292,300	214,100	163,300	138,800	104,700
14	302,100	220,500	169,100	144,300	107,100
15	311,800	226,800	174,900	149,400	109,500
16	321,500	232,900	180,600	154,000	111,800
17	331,200	238,300	186,200	158,500	113,500
18	340,900	243,200	191,600	163,000	
19	350,600	248,100	197,000	167,400	
20	360,200	253,000	202,400	171,700	
21	368,400	257,900	207,800	176,000	
22	374,300	262,800	213,200	180,100	
23	380,100	267,600	218,500	183,500	
24	385,100	272,400	222,900	186,900	
25	390,100	276,700	227,300	189,600	
26	394,300	281,000	230,500	192,100	
27		284,500	233,700		
28			236,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	264,200	201,900	—	120,800
2	273,100	210,800	175,900	128,000
3	282,000	219,700	184,500	135,200
4	290,900	228,600	193,100	142,400
5	299,800	237,500	201,900	150,700
6	308,500	246,400	210,700	159,100
7	317,200	255,300	219,500	167,500
8	325,600	264,200	228,300	175,900
9	334,000	273,100	237,100	184,300
10	342,400	282,000	245,900	192,600
11	350,800	290,900	254,700	200,900
12	359,100	299,100	262,200	207,800
13	367,300	307,300	269,700	214,500
14	375,500	315,500	276,700	221,200
15	382,400	323,700	283,700	227,900
16	389,300	331,900	290,700	234,600
17	396,000	339,500	297,700	241,200
18	401,700	347,000	304,700	247,800
19	406,500	354,500	311,700	253,800
20	411,300	360,800	317,600	258,200
21		367,100	323,500	262,500
22		371,400	328,800	265,600
23		375,700	332,500	
24			336,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特1等級	1 等 級	特2等級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸給月額							
1	254,800	208,400	185,800	157,700	116,700	93,100	81,900	—
2	264,500	217,200	192,900	164,400	122,300	97,200	85,200	76,700
3	274,300	226,200	200,000	171,200	127,900	101,800	88,600	79,200
4	284,100	235,300	207,300	178,100	133,500	106,500	92,300	81,700
5	293,900	244,400	214,700	185,100	139,100	111,400	96,300	84,800
6	303,900	253,500	222,100	192,100	144,800	116,300	100,800	88,000
7	313,900	262,400	229,500	199,200	150,500	121,400	105,300	91,200
8	323,900	271,400	237,000	206,300	156,400	126,500	109,500	93,800
9	333,900	280,400	244,500	213,400	162,400	131,500	113,400	96,300
10	343,900	289,000	251,900	220,400	168,400	136,500	117,300	98,800
11	350,300	297,400	259,300	227,300	174,400	141,500	121,200	101,100
12	355,900	305,200	266,500	234,000	180,800	146,200	124,800	103,300
13	361,500	311,300	273,700	240,600	186,200	150,800	128,400	104,900
14	366,700	317,400	279,400	247,000	192,100	155,400	131,700	
15	371,900	323,500	285,100	252,400	197,800	159,900	135,000	
16	376,400	327,800	289,000	257,700	203,500	164,300	138,200	
17				292,800	262,500	209,000	168,400	140,900
18					267,200	214,800	172,300	143,600
19					270,800	218,100	176,100	146,100
20					274,400	221,600	179,700	148,100
21						224,900	182,700	
22						227,400	185,000	
23						229,900	187,300	
24						232,300	189,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特1等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	182,000	142,000	121,800	91,700	80,100
2	188,600	147,400	126,800	95,700	83,000
3	195,300	152,900	131,500	100,000	85,900
4	202,000	158,500	136,500	104,300	88,800
5	209,000	164,200	141,600	108,600	91,700
6	216,100	170,000	146,700	112,900	95,700
7	223,300	175,800	151,800	117,200	99,900
8	230,500	181,600	156,900	121,600	104,200
9	237,700	187,400	161,900	125,900	108,500
10	245,000	193,200	167,000	130,200	112,600
11	252,300	199,000	172,100	134,500	116,800
12	259,600	204,800	177,300	138,900	120,900
13	266,700	210,600	182,500	143,300	125,000
14	273,800	216,400	187,700	147,500	128,000
15	280,900	222,200	192,900	151,700	132,800
16	287,300	227,900	198,100	156,000	136,800
17	298,700	233,600	203,300	160,300	140,800
18	299,600	239,300	208,500	164,500	144,700
19	305,400	245,000	213,700	168,600	148,500
20	309,200	250,600	218,600	172,700	152,300
21	312,900	255,700	223,500	176,800	156,100
22	316,600	259,700	228,300	180,900	159,800
23		263,700	232,200	185,000	163,100
24		267,700	236,100	189,100	166,300
25		270,900	239,800	193,200	169,500
26		274,100	242,800	197,200	172,500
27		276,800	245,800	201,100	175,400
28			248,300	205,000	178,300
29				208,600	180,500
30				211,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則	
(施行期日等)	
1	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。
2	この法律(前項ただし書に係る改正規定(以下「初任給調整手当」とする)を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
3	(最高号俸を超える俸給月額の切替等) 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」といいう。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における俸給月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
4	切替日からの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めることによる。
5	(切替日前の異動者の号俸等の調整) 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けた職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされたいた職員及び同条第二項の規定により、改正前の法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。
6	(給与の内払) 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
7	(人事院規則への委任) 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号

院規則で定める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。
別表第三を次のように改める。

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸
一號俸	七号俸
二号俸	六号俸
三号俸	五号俸
四号俸	四号俸
五号俸	三号俸
六号俸	二号俸
七号俸	一號俸
八号俸	一五五、五〇〇円
九号俸	一六九、五〇〇円
十号俸	一八八、五〇〇円
十一号俸	二一、五〇〇円
十二号俸	二三六、五〇〇円
十三号俸	二六四、〇〇〇円
十四号俸	二九一、五〇〇円
十五号俸	三一九、〇〇〇円

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六
十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「四千八百二十円」を「四千八
百五十円」に改める。
第二十五条第二項中「四万八千六百円」を「五万
三百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

一般職の職員の給与に関する法律の一項を改正する法律案外三件

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

3等陸尉	准陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
3等海尉	准海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
3等空尉	准空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月
	円		円		円		円	円
134,000		127,700		122,800		110,400		105,100
137,200		134,100		129,200		116,500		110,000
140,400		140,400		135,500		122,800		115,800
146,400		146,400		141,500		129,200		121,900
152,400		152,400		147,500		135,500		127,900
158,300		158,300		153,400		141,500		133,800
164,400		164,400		159,500		147,500		139,400
170,500		170,500		165,600		153,400		145,000
176,400		176,300		171,400		159,500		150,600
182,400		182,100		177,200		165,600		156,200
188,400		188,100		183,200		171,400		161,600
194,400		193,900		189,000		177,200		167,000
200,500		199,900		195,000		183,000		172,300
206,500		205,900		201,000		188,500		177,600
212,600		211,800		206,800		194,100		182,100
218,700		217,900		212,800		199,800		186,600
224,900		224,100		218,800		205,300		191,300
231,000		230,200		224,900		210,500		195,900
237,100		236,300		231,000		215,500		200,500
243,200		242,400		237,000		220,600		
249,200		248,400		243,000		225,700		
254,900		254,100		248,700		230,800		
260,100		259,300		253,900		235,700		
265,300		264,500		259,100		240,400		
270,500		269,700		264,300				
275,600		274,800		269,300				
280,600		279,800						

める者で政令で定めるものとする。

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号俸	指定期職	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
			俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額
1		354,000	1	286,800	221,400	139,400
2		390,000	2	299,200	230,700	145,600
3		434,000	3	311,700	240,100	151,900
4		480,000	4	324,200	249,800	158,500
5		518,000	5	336,700	259,600	166,500
6		557,000	6	349,300	269,500	173,500
7		605,000	7	361,900	279,400	180,700
8		653,000	8	374,500	289,100	187,900
9		697,000	9	387,200	298,800	195,200
10		745,000	10	399,700	308,500	202,500
11		788,000	11	408,900	318,000	210,100
			12	415,700	327,200	217,800
			13	422,400	335,800	225,700
			14	428,500	342,500	233,500
			15	433,800	349,200	241,300
			16		353,900	248,900
			17			256,500
			18			263,800
			19			271,000
			20			276,600
			21			282,100
			22			286,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号俸	陸	將	陸	將	補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉
	海	將	海	將	補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉
	空	將	空	將	補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉
1	354,000	309,800	267,800	229,700	198,400	—	160,800	141,000	—	—
2	390,000	322,600	278,000	237,800	205,500	190,500	167,600	147,300	—	—
3	434,000	335,600	288,200	247,300	213,600	197,500	174,600	153,600	—	—
4	480,000	348,500	298,300	257,300	221,700	204,600	181,600	160,000	—	—
5	518,000	361,500	308,300	267,400	229,700	212,700	188,400	166,400	—	—
6	557,000	374,500	318,500	277,600	237,800	220,700	195,400	172,900	—	—
7	605,000	387,500	328,700	287,800	246,100	228,600	202,400	179,400	—	—
8	653,000	400,600	338,900	297,700	254,500	236,500	209,400	185,800	—	—
9	697,000	413,600	348,600	307,600	262,800	244,500	216,300	192,400	—	—
10	745,000	423,100	357,500	317,200	271,400	252,500	223,300	198,800	—	—
11	788,000	430,100	366,400	326,700	279,900	260,400	230,400	205,400	—	—
12		437,000	375,200	335,800	288,500	268,300	237,700	211,900	—	—
13			384,100	344,400	297,100	276,000	244,900	218,400	—	—
14			391,300	351,100	305,600	283,700	251,600	225,000	—	—
15			396,600	357,800	313,900	291,400	258,200	231,800	—	—
16			401,900	362,800	322,200	298,700	264,600	237,900	—	—
17				367,800	330,300	304,200	270,600	244,000	—	—
18				372,800	337,000	309,600	276,000	250,100	—	—
19				377,800	343,700	314,700	281,500	256,100	—	—
20					348,700	319,700	286,900	261,800	—	—
21					353,700	324,700	292,200	267,000	—	—
22					358,700	329,700	297,200	272,200	—	—
23							302,200	277,400	—	—
24								282,500	—	—
25									287,500	—
26										—
27										—

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外三件

(施行期日等)
附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。(俸給の切替え)

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官であつては、階級。以下同じ。)における者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第号。以下「一般職給与法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けたいた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)
6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日ににおける俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間について、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)
8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職員の給与に関する法律(昭和五十四年三月三十一日)を施行する改正後の一般職給与法(昭和五十七年三月三十一日)に改める。

10 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の三第一項第三号に該当する官職(新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第一項第三号に該当する官職を除く。)に新たに採用された職員及び政令で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、政令で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

11 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)
12 附則第三項から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与の内払)

13 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
14 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

15 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
16 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

17 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
18 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

19 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
20 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

21 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
22 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

23 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
24 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

25 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
26 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

27 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
28 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

29 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
30 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

31 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
32 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

33 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
34 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

35 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
36 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

37 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
38 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

39 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
40 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

41 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
42 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

43 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
44 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

45 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
46 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

47 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
48 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

49 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
50 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

51 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
52 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

53 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
54 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

55 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
56 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

57 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
58 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

59 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
60 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

61 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
62 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

63 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
64 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

65 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
66 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

67 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
68 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

69 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
70 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

71 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
72 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

73 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
74 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

75 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
76 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

77 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
78 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

79 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
80 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

81 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
82 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

83 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
84 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

85 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
86 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

87 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
88 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

89 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
90 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

91 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
92 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

93 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
94 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

95 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
96 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

97 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
98 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

99 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
100 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

101 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
102 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

103 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
104 「昭和五十七年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

昭和五十三年十月二十日 參議院會議錄第七号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 金属鉱業事業団法の一部を改正する件

による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

判事補及び簡易裁判所判事（裁判官の報酬等）に関する法律第十五条に定める報酬月額又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける者を除く。が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

円」に、「三九、二〇〇円」を「三四、五〇〇円」に、「三九〇、六〇〇円」を「三五、七〇〇

一部の裁判官及び検察官の給与を昭和五十三年四月一日にさかのぼつて改定しようとするものであ

參議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

別表副検事の項中「二〇一、一〇〇円」を「一一一、三〇〇円」に、「一八五、九〇〇円」を「一九五、八〇〇円」に、「五六、八〇〇円」を「六二〇〇円」に、「三七、三〇〇円」を「四

委員会におきましては、裁判官の報酬制度のあり方及び裁判官の報酬と期末手当の減額問題等について質疑がありましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律
金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第三十四条第三号中「第十八条第一項」の下に

報酬等に関する法律の規定による報酬
給与の内訳とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

參議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 保和 茂

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

「一五六、八〇〇円」を「一六六、一〇〇円」に、

俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける者を除く。)が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。商工委員長福岡日出磨君。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

○中尾辰義君登壇 拍手
〔中尾辰義君登壇 拍手〕
について、法務委員会における審査の経過と結果
を御報告いたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十三年十月十八日

特定不況地域中小企業対策臨時措置法
(小字及び一は米澤院修正)

事情の著しい変化により、特定の地域において、中小企業者の経営が著しく不安定になり、かつ、雇用事情が著しく悪化している状況にかんがみ、これらの中小企業者の経営の安定を図るための措置を講じることにより、別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相まって、これらの地域における経済の安定等に寄与することを目的とする。

3 業の廃止等」という。)を余儀なくされている業種であつて、政令で定めるものという。

この法律において「特定不況地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものの区域をいう。

一 特定不況業種に属する事業を主たる事業として行う事業所(以下「特定事業所」という。)であつてその市町村の区域内に所在するものの

2 特定不況地域内に所在する特定事業所の行う
事業と密接な関連を有する事業を行う事業所が
相当数所在する等特定不況地域と密接な経済的
関連を有するその周辺の市町村で特定不況地域
ごとに政令で定めるもの（以下「関連市町村」と
いう。）の区域内に事業所を有する中小企業者で
あつて、その特定不況地域内に所在する特定事
業所における事業の廃止等に起因して、その事

ため貸与機器に貸し付けたものを含む)については、同法第五条の規定にかかるらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

(中小企業信用保険法による特定不況地域関係保証の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)同法第三条の

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工農、流通、運輸、通

において、事業の開拓等が相手の規制を行われていること。

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

4 前項の政令は、この法律に基づく中小企業者の経営の安定を図るための措置と別に講じられた失業の予防、再就職の促進等の措置とが総合的かつ効果的に実施されることを確保するため、その定めようとする市町村の区域及びその近隣の地域における離職者の発生の状況、雇用の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮動に著しい支障が生じていること。

五 事業協同組合又は協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連

第三条 特定不況地域内に事業所を有する中小企業者であつて、その事業所における主たる事業

この法律において「特定不況業種」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品又はその業種に属する事業の目的たる役務の供給能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期間にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業を行う事業所の相当部分において事業の廃止又は事業規模の縮小(以下「事

る事業の目的たる役務に係る取引額が減少し、又は減少する見通しが生じたため、その事業活動に支障を生じているものは、その特定不況地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けることができる。ただし、当該取引額の減少又はその減少の見通しがその特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因するものでないと認め

る失業の予防、再就職の促進等の措置とが総合的かつ効果的に実施されることを確保するため、その定めようとする市町村の区域及びその近隣の地域における離職者の発生の状況、雇用の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

4
定事業所を除く。)の事業活動が、その市町村の区域内に所在する特定事業所の事業活動に相当程度依存しているため、前号に規定する事態の発生に因して、その市町村の区域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じてること。

第五条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、特定不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で当該特定不況地域を指定する第二条第三項の政令の施行の日又は当該関連市町村を指定する第三条第二項の政令の施行の日前にその貸付けを受けたものが同一条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該中小企業者に対するもの(特定不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で同法第三条第一項第二号の貸与機関から指定日の前にその事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付けを受けたもの)が第三条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該設備の譲渡し又は貸付けに充てる

五号に掲げる者認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。)がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るために必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日までに受けたものをいう。(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについてはの同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、「同法第三条第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは「特定不況地域中小企業対策臨時措置法第六条第一項に規定する特定不況地域関係保証(以下「特定不況地域関係保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険金額

卷之三

ため貸与機関に貸し付けたものを含む。)について
では、同法第五条の規定にかかるわらず、その償
還期間を三年を超えない範囲内において延長す

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長田中寿美子君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案 昭和五十三年十月十九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

(目的)

第一条 この法律は、水俣病にかかる者の迅速かつ公正確実な救済のため、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)以下「旧救済法」という。による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けることにより、水俣病に係る認定に関する業務の促進を図ることを目的とする。

(認定に関する処分を行う機関の特例)

第二条 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第二百十一号)以下「補償法」という。施行の際旧

救済法第三条第一項の水俣病に係る認定の申請

の期間を政令で定めるところにより区分したもの

をいう。)に応じて政令で定める日から五年と

する。

第三条 補償法施行の際旧救済法第三条第一項の水俣病に係る認定の申請をしていた者が、補償

法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定に関する処分を受けないことなく、かつ、前条第一項の規定による申

することができる。ただし、当該旧救済法第三条第一項の認定の申請について、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定に関する処分を受けた者が、補償

法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定に関する処分を受けた者が、補償

補償法の施行の日とする。

補償法附則第十五条の規定の適用について

は、第二条第二項の規定による認定を受けた者

は、補償法附則第十二条の規定により旧救済法

第三条第一項の規定の例による認定を受けた者

とみなす。この場合においては、補償法附則第

十八条中「なお従前の例による」とされる場

合」とあるのは、「なお従前の例による」とさ

れる場合(水俣病の認定業務の促進に関する臨

時措置法(昭和五十三年法律第

号)第五条

第三項の規定による場合を含む。)においては、同項中

「受けないもの」とあるのは「受けいない

ものが死亡した場合においては、その死亡した

者の補償法第三十条第一項に規定する遺族若し

くは補償法第三十五条第一項各号に掲げる者又

はその死亡した者について葬祭を行う者」と、これ

らの規定を適用する。

(臨時水俣病認定審査会)

第四条 この法律によりその権限に属させられた

事項を行わせるため、環境庁に、附屬機関とし

て、臨時水俣病認定審査会を置く。

(臨時水俣病認定審査会)

水俣病の認定業務の促進に関する議題外二十四件の請願 日程第一〇より第五四までの請願 委員会の審査及び調査を開始中も継続する件についてお詫びいたします。

る臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)の施行に関する事務を処理する」とと。第五条第三項中「第二十六号及び第二十七号」を「及び第二十六号から第二十七号まで」に改め、「公害健康被害補償不服審査会」の下に「及び臨時水俣病認定審査会」を加える。

第五条の二第二項中「第二十六号」の下に「及び第二十六号の二」を加え、「除く。」及び「」を「除く。」並びに「」を「除く。」に改め、「公害健康被害補償不服審査会」の下に「及び臨時水俣病認定審査会」を加える。

第十一条第一項の表中瀬戸内海環境保全審議会の項の次に次のように加える。

臨時水俣病認定審査会 水俣病の認定業務の促進に関する議題外二十四件の請願 その権限に属させられた事項を行なうこと。

○田中寿美子君登壇、拍手】
【田中寿美子君登壇、拍手】

○田中寿美子君 大だいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案につきまして、公害対策及び環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水俣病にかかる者の迅速かつ公正確実な救済を行うため、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請をした者について認定に関する処分を行う機関の特例を同時に設けようとするものであり、その主な内容は、

一、旧救済法による水俣病に係る認定申請をしていた者で認定に関する処分を受けていないものは、環境庁長官に對して、水俣病に係る認定を政令で定める日から五年以内に申請することができるものとすること。

二、環境庁長官は、認定申請を受けた場合、県知事等にみずから認定に関する処分を行う旨の通知をし、臨時水俣病認定審査会の意見を聞いて認定に関する処分を行ふものとすること。

三、環境庁長官が認定に関する処分を行う場合、県知事等は、必要資料を環境庁長官に送付しなければならないものとすること。

四、環境庁に付属機関として臨時水俣病認定審査会を置き、同審査会は、内閣総理大臣が任命する水俣病に係る医学に関し高度の学識と豊富な経験を有する十名以内の非常勤委員で組織すること。

五、環境庁長官は、認定に関する処分についての異議申し立ての審理をする場合、公害健康被害補償不服審査会の委員及び当該患者の主治の医師の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならないこと。

六、本法の規定による認定を受けた者は、公害健康被害補償法による認定を受けた者とみなす規定を設けるものとすること。

七、本法は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

等であります。

なお、本法律案は衆議院提出に係るものであり、本法の目的、臨時審査会委員の要件等につき修正が行われております。

委員会においては、新事務次官通知の内容・蓋然性の意味、水俣病救済のおくれの原因、不服審査の状況、国立水俣病研究センターの充実強化等

に於いて質疑がありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党監査委員より反対の討論が行われました。次いで採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

【審査報告書は都合により追録に掲載】
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(十六件)
【審査報告書は都合により追録に掲載】
○議長(安井謙君) これらの方の請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(安井謙君) これより採決をいたします。
【賛成者起立】
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する件についてお詫びいたします。

内閣委員会
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

地方行政委員会
一、地方行政の改革に関する調査

地方法務委員会
一、國の防衛に関する調査

一、民事執行法案(第八十四回国会閣法第七六号)
一、検察及び裁判の運営等に関する調査

一、社会労働問題等に関する調査
一、労働問題に関する調査

一、租税及び金融等に関する調査
一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査

大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査

外務委員会
一、国際情勢等に関する調査

文教委員会
一、租税及び金融等に関する調査

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(参第一号)
一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(参第二号)
一、危険な山の崩壊防止及び整備に関する法律案(参第三号)
一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(第八十四回国会參第四号)

一、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産

福島 茂夫君	藤井 裕久君	青木 薦次君	野田 哲君	國務大臣 (環境庁長官)	山田 久就君	建設委員
高杉 延忠君	村沢 牧君	対馬 孝旦君	柏谷 照美君	郵政政務次官	宮崎 茂一君	辞任
勝又 武一君	宮田 輝君	神谷信之助君	寺田 熊雄君	立木 洋君	徳永 正利君	補欠
福岡日出磨君	鳩山威一郎君	片岡 勝治君	宮之原貞光君	上田耕一郎君	降矢 敬義君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
矢田部 理君	廣田 幸一君	上田 哲君	和田 静夫君	立木 洋君	立木 洋君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
志苦 裕君	案納 勝君	松本 英一君	吉田忠三郎君	久保 亘君	上田耕一郎君	交通安全対策特別委員
中村 太郎君	高橋 育富君	高橋 育富君	吉田忠三郎君	川村 清一君	徳永 正利君	補欠
夏目 忠雄君	永野 嚴雄君	永野 嚴雄君	吉田忠三郎君	栗原 俊夫君	立木 洋君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
目黒今朝次郎君	片山 基市君	片山 基市君	吉田忠三郎君	小野 明君	野田 哲君	青木 薦次君
小山 一平君	鈴木 省吾君	鈴木 省吾君	吉田忠三郎君	渡辺 武君	柏谷 照美君	寺田 熊雄君
菅野 儀作君	安永 英雄君	安永 英雄君	吉田忠三郎君	戸叶 守君	寺田 熊雄君	高杉 延忠君
竹田 四郎君	村田 秀三君	村田 秀三君	吉田忠三郎君	阿真根 登君	寺田 熊雄君	勝又 武一君
大塚 喬君	熊谷太三郎君	熊谷太三郎君	吉田忠三郎君	河田 賢治君	寺田 熊雄君	矢田部 理君
山内 一郎君	茜ヶ久保重光君	茜ヶ久保重光君	吉田忠三郎君	上田耕一郎君	寺田 熊雄君	志苦 裕君
山崎 昇君	浜本 万三君	浜本 万三君	吉田忠三郎君	河本 敏夫君	寺田 熊雄君	福岡日出磨君
瀬谷 英行君	坂倉 藤音君	坂倉 藤音君	吉田忠三郎君	佐藤 三吾君	寺田 熊雄君	知之君
佐藤 昭夫君	下田 京子君	下田 京子君	吉田忠三郎君	佐藤 都子君	寺田 熊雄君	吉田 正雄君
佐藤 達郎君	大森 昭君	大森 昭君	吉田忠三郎君	佐藤 功君	寺田 熊雄君	内藤 安恒君
金丸 信君	河本 敏夫君	河本 敏夫君	吉田忠三郎君	金丸 信君	寺田 熊雄君	大木 良一君
(国務大臣) (防衛庁長官)	(國務大臣) (総理府総務長官)	(國務大臣) (通商産業大臣)	(國務大臣) (運輸大臣)	(國務大臣) (労働大臣)	(國務大臣) (農林水産委員)	(國務大臣) (社会労働委員)
熊谷太三郎君	稻村佐近四郎君	瀬戸山三男君	秦 豊君	玉置 和郎君	田代由紀男君	田代由紀男君
中山 太郎君	佐藤 都子君	佐藤 都子君	佐藤 都子君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君	佐藤 三吾君
内藤 功君	大森 昭君	大森 昭君	大森 昭君	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君
吉田 正雄君	安武 洋子君	安武 洋子君	安武 洋子君	吉田 正雄君	吉田 正雄君	吉田 正雄君
小巻 敏雄君	大木 正吾君	大木 正吾君	大木 正吾君	森下 昭司君	森下 昭司君	森下 昭司君
福岡 知之君	脅脱タケ子君	脅脱タケ子君	脅脱タケ子君	福岡 知之君	福岡 知之君	福岡 知之君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	記
特定不況地域離職者臨時措置法案	日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件	内田 秀雄 (六月十八日死亡の河原由郎の後任) 吹田 徳雄 田島 英三 御園生圭輔 山本 寛 (八月十一日任期満了による再任) 春野 鶴子 吉武 信 高橋 武彦 原 勉之
社会労働委員会に付託	同日議員から次の質問主意書が提出された。	た。
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案	沖縄戦被災者への補償に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）	記
商工委員会に付託	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	内田 秀雄 (六月十八日死亡の河原由郎の後任) 吹田 徳雄 田島 英三 御園生圭輔 山本 寛 (八月十一日任期満了による再任) 春野 鶴子 吉武 信 高橋 武彦 原 勉之
商工委員会に付託した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣提出案を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
衆議院総務審査	硫黄島の復興計画と旧島民の島帰に関する質問主意書（二宮文造君提出）	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（第八十四回国会提出、衆議院総務審査）	沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	硫黄島の復興計画と旧島民の島帰に関する質問主意書（二宮文造君提出）	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
商工委員会に付託した。	沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
無限連鎖講の防止に関する法律案	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
特定船舶製造業安定事業協会法案	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等	同日本院から、左記の者を原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	同日本院から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

医療法の一部を改正する法律

特定船舶製造業安定事業協会法

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

無限連鎖譲の防止に関する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 原文兵衛君 成相善十君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

運輸委員	辞任	補欠	平井卓志君	中村啓一君	小谷守君	坂倉藤吾君	斎藤栄三郎君	田原武雄君

(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの)

(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

特定不況地域離職者臨時措置法案可決報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
特定不況地域離職者臨時措置法案可決報告書
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(第八十四回国会関法第八二号)可決報告書
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書
同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
内閣委員会請願審査報告書(第一号)
地方行政委員会請願審査報告書(第一号)
大蔵委員会請願審査報告書(第一号)
文教委員会請願審査報告書(第一号)
社会労働委員会請願審査報告書(第一号)
農林水産委員会請願審査報告書(第一号)
建設委員会請願審査報告書(第一号)

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 原文兵衛君 成相善十君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

外務委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

法務委員 辞任 原文兵衛君 成相善十君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

農林水産委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

運輸委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

内閣委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

法務委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

農林水産委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

運輸委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

内閣委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

法務委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

農林水産委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

運輸委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

内閣委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

法務委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

農林水産委員 辞任 前田勲男君 審子君 初村滝一郎君 熊谷太三郎君 町村金五君 竹内潔君 降矢敬雄君 平井卓志君 中村啓一君 小谷守君 坂倉藤吾君 斎藤栄三郎君 田原武雄君

建設委員会請願審査報告書(第一号)

(国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの)

(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

坂倉 藤吉君	小谷 守君	
予算委員		
辞任		
安恒 良一君	大木 正吾君	補欠
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
公害対策及び環境保全特別委員		
辞任		
三善 信二君	増岡 康治君	補欠
原 文兵衛君	竹内 潔君	
藤井 丙午君	熊谷 弘君	
矢田部 理君	高杉 駿君	
久保 巨君	勝又 武一君	
上田 哲君	梶山 篤君	
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(安恒洋子君外四名発議)		
ロッキード問題に関する調査特別委員		
辞任		
上田 哲君	梶山 篤君	補欠
久保 巨君	勝又 武一君	
矢田部 理君	高杉 駿君	
本日委員会において選任した理事は次のとおりである。	安恒 良一君	
議院運営委員会		
理事 橋本 敦君(橋本敦君の補欠)		
公害対策及び環境保全特別委員会		
理事 森下 泰君(久次米健太郎君の補欠)		
本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。		
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		
の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)		
本日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。		
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(安恒洋子君外四名発議)		
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(安恒洋子君外四名発議)		
本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案		
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案		
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
特定不況地域離職者臨時措置法案		
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案		
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		
同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案		
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		
本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。		
物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)		
商工委員会請願審査報告書(第一号)		
本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。		
委員派遣承認要求書		
一、目的 教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査		
一、派遺委員		
世耕 政隆 小巻 敏雄		
岩上 二郎 富士原貞光		
一、目的 國の地方支分部局及び自衛隊の業務		
一、期間 十月二十三日から同月二十六日まで		
運営並びに國家公務員制度の実情調査		
一、派遺地 三重県 和歌山県		
一、期間 一五七		
昭和五十三年十月二十日 参議院会議録第七号 議長の報告事項		

四日間

一、費用 概算一九六、一八〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

昭和五十三年十月二十日

文教委員長 望月 邦夫

諱殿

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

法務委員会

一、集団代表訴訟に関する法律案（第八十四回国会參第一号）

一、民事執行法案（第八十四回国会開法第七六号）

商工委員会

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案（参第一号）

一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（参第三号）

一、危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する法律案（第八十四回国会參第二号）

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第八十四回国会參第四号）

一、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案（第八十四回国会參第五号）

一、官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

（第八十四回国会參第六号）

決算委員会

一、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年度政府関係機関決算書

一、昭和五十年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十年度国有財産無償貸付状況総計

一、農林水産政策に関する調査

一、農林水産政策に関する調査

一、労働問題に関する調査

一、社会安全保障制度等に関する調査

一、科学技術振興対策特別委員会

一、公職選舉法改正に関する調査

一、公職選舉法改正に関する調査

一、電波に関する調査

一、電波に関する調査

一、内閣委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

一、議院運営委員会

一、議院及び國立国会圖書館の運営に関する件

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

一、議院運営委員会

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

社会労働委員会

一、労働問題に関する調査

一、社会安全保障制度等に関する調査

一、科学技術振興対策特別委員会

一、公職選舉法改正に関する調査

口恒則君及び吉武信君を任命することに同意した旨内閣に通知した。日本本院は、日本電信電話公社経営委員会委員に金丸徳重君及び川鍋秋藏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

日本本院は、労働保険審査会委員に大塚達一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

特定不況地域離職者臨時措置法

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

特定不況地域中小企業対策臨時措置法

水俣病の認定業務の促進に関する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び

口恒則君及び吉武信君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

日本本院は、日本電信電話公社経営委員に金丸徳重君及び川鍋秋藏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

日本本院は、労働保険審査会委員に大塚達一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

特定不況地域離職者臨時措置法

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

特定不況地域中小企業対策臨時措置法

水俣病の認定業務の促進に関する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び

調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する法律案(参第二号)

二、國の防衛に関する調査

三、地方行政委員会

四、國の改革に関する調査

五、法務委員会

六、外務委員会

七、大蔵委員会

八、文教委員会

九、社会労働委員会

十、社会保障委員会

十一、農林水産委員会

十二、商工委員会

十三、建設委員会

十四、予算委員会

十五、決算委員会

十六、交通委員会

十七、通商委員会

十八、電波委員会

十九、建設委員会

二十、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに

二十一、運輸事情等に関する調査

二十二、産業貿易及び経済計画等に関する調査

二十三、外務委員会

二十四、内閣委員会

二十五、法務委員会

二十六、外務委員会

二十七、内閣委員会

二十八、法務委員会

二十九、内閣委員会

三十、内閣委員会

三十一、内閣委員会

三十二、内閣委員会

三十三、内閣委員会

三十四、内閣委員会

三十五、内閣委員会

三十六、内閣委員会

三十七、内閣委員会

三十八、内閣委員会

三十九、内閣委員会

四十、内閣委員会

四十一、内閣委員会

四十二、内閣委員会

四十三、内閣委員会

四十四、内閣委員会

四十五、内閣委員会

四十六、内閣委員会

四十七、内閣委員会

四十八、内閣委員会

四十九、内閣委員会

五十、内閣委員会

五十一、内閣委員会

五十二、内閣委員会

五十三、内閣委員会

五十四、内閣委員会

五十五、内閣委員会

五十六、内閣委員会

五十七、内閣委員会

五十八、内閣委員会

五十九、内閣委員会

六十、内閣委員会

六十一、内閣委員会

六十二、内閣委員会

六十三、内閣委員会

六十四、内閣委員会

六十五、内閣委員会

六十六、内閣委員会

六十七、内閣委員会

六十八、内閣委員会

六十九、内閣委員会

七十、内閣委員会

七十一、内閣委員会

七十二、内閣委員会

七十三、内閣委員会

七十四、内閣委員会

七十五、内閣委員会

七十六、内閣委員会

七十七、内閣委員会

七十八、内閣委員会

七十九、内閣委員会

八十、内閣委員会

八十一、内閣委員会

八十二、内閣委員会

八十三、内閣委員会

八十四、内閣委員会

八十五、内閣委員会

八十六、内閣委員会

八十七、内閣委員会

八十八、内閣委員会

八十九、内閣委員会

九十、内閣委員会

九十一、内閣委員会

九十二、内閣委員会

九十三、内閣委員会

九十四、内閣委員会

九十五、内閣委員会

九十六、内閣委員会

九十七、内閣委員会

九十八、内閣委員会

九十九、内閣委員会

一百、内閣委員会

一百一、内閣委員会

一百二、内閣委員会

一百三、内閣委員会

一百四、内閣委員会

一百五、内閣委員会

一百六、内閣委員会

一百七、内閣委員会

一百八、内閣委員会

一百九、内閣委員会

一百十、内閣委員会

一百十一、内閣委員会

一百十二、内閣委員会

一百十三、内閣委員会

一百十四、内閣委員会

一百十五、内閣委員会

一百十六、内閣委員会

一百十七、内閣委員会

一百十八、内閣委員会

一百十九、内閣委員会

一百二十、内閣委員会

一百二十一、内閣委員会

一百二十二、内閣委員会

一百二十三、内閣委員会

一百二十四、内閣委員会

一百二十五、内閣委員会

一百二十六、内閣委員会

一百二十七、内閣委員会

一百二十八、内閣委員会

一百二十九、内閣委員会

一百三十、内閣委員会

一百三十一、内閣委員会

一百三十二、内閣委員会

一百三十三、内閣委員会

一百三十四、内閣委員会

一百三十五、内閣委員会

一百三十六、内閣委員会

一百三十七、内閣委員会

一百三十八、内閣委員会

一百三十九、内閣委員会

一百四十、内閣委員会

一百四十一、内閣委員会

一百四十二、内閣委員会

一百四十三、内閣委員会

一百四十四、内閣委員会

一百四十五、内閣委員会

一百四十六、内閣委員会

一百四十七、内閣委員会

一百四十八、内閣委員会

一百四十九、内閣委員会

一百五十、内閣委員会

一百五十一、内閣委員会

一百五十二、内閣委員会

一百五十三、内閣委員会

一百五十四、内閣委員会

一百五十五、内閣委員会

一百五十六、内閣委員会

一百五十七、内閣委員会

一百五十八、内閣委員会

一百五十九、内閣委員会

一百六十、内閣委員会

一百六十一、内閣委員会

一百六十二、内閣委員会

一百六十三、内閣委員会

一百六十四、内閣委員会

一百六十五、内閣委員会

一百六十六、内閣委員会

一百六十七、内閣委員会

一百六十八、内閣委員会

一百六十九、内閣委員会

一百七十、内閣委員会

一百七十一、内閣委員会

一百七十二、内閣委員会

一百七十三、内閣委員会

一百七十四、内閣委員会

一百七十五、内閣委員会

一百七十六、内閣委員会

一百七十七、内閣委員会

一百七十八、内閣委員会

一百七十九、内閣委員会

一百八十、内閣委員会

一百八十一、内閣委員会

一百八十二、内閣委員会

一百八十三、内閣委員会

一百八十四、内閣委員会

一百八十五、内閣委員会

一百八十六、内閣委員会

一百八十七、内閣委員会

一百八十八、内閣委員会

一百八十九、内閣委員会

一百九十、内閣委員会

一百九十一、内閣委員会

一百九十二、内閣委員会

一百九十三、内閣委員会

一百九十四、内閣委員会

一百九十五、内閣委員会

一百九十六、内閣委員会

一百九十七、内閣委員会

一百九十八、内閣委員会

一百九十九、内閣委員会

一百二十、内閣委員会

一百二十ー、内閣委員会

一百二十ーー、内閣委員会

一百二十ーーー、内閣委員会

一百二十ーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー、内閣委員会

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー

ための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

本日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次延長に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

- 一、行政機構並びにその運営に関する件
- 二、恩給及び法制一般に関する件
- 三、国の防衛に関する件
- 四、公務員の制度及び給与に関する件
- 五、栄典に関する件

官 報 (号外)

- 一、人口急増地域対策等特別措置法案（小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第二二二号）
- 二、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第三二号）
- 三、国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案（小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第四四号）

四、地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案（細谷治嘉君外六名提出、第八十四回国会衆法第四号）

五、地方公営交通事業特別措置法案（細谷治嘉君外六名提出、第八十四回国会衆法第一六号）

六、地方自治に関する件

七、地方財政に関する件

八、警察に関する件

九、消防に関する件

十、刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、第八十回国会閣法第七六号）

十一、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案（内閣提出、第八十四回国会閣法第五三号）

十二、土地増価税法案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七号）

十三、銀行法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三号）

十四、貸金業法案（坂口力君外三名提出、第八十回国会衆法第四九号）

十五、租税特別措置法の一部を改正する法律案（山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第五号）

十六、所得税法の一部を改正する法律案（山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第一八号）

十七、裁判所の司法行政に関する件

十八、国内治安及び人権擁護に関する件

十九、國の会計に関する件

二十、税制に関する件

二十一、関税に関する件

二十二、金融に関する件

二十三、国有財産に関する件

二十四、専売事業に関する件

二十五、印刷事業に関する件

外務委員会

一、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件

二、市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件（第八十回国会条約第一七号）

三、国際情勢に関する件

四、法人税法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一五号）

五、大蔵委員会

一、法人税法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一五号）

二、土地増価税法案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第一七号）

三、銀行法の一部を改正する法律案（村山喜一君外九名提出、第八十回国会衆法第四三号）

四、貸金業法案（坂口力君外三名提出、第八十回国会衆法第四九号）

五、租税特別措置法の一部を改正する法律案（山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第五号）

六、所得税法の一部を改正する法律案（山田耻目君外九名提出、第八十四回国会衆法第一八号）

七、裁判所の司法行政に関する件

八、國の会計に関する件

九、税制に関する件

十、金融に関する件

十一、国有財産に関する件

十二、専売事業に関する件

十三、印刷事業に関する件

十四、造幣事業に関する件

十五、監視事業に関する件

文教委員会

一、文教行政の基本施策に関する件

二、学校教育に関する件

三、社会教育に関する件

四、体育に関する件

五、学術研究及び宗教に関する件

六、国際文化交流に関する件

七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

一、健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第八十四回国会閣法第八一号）

二、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法（枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号）

三、労働基準法の一部を改正する法律案（村山富市君外九名提出、第八十四回国会衆法第一四号）

四、雇用対策法の一部を改正する法律案（森

八、國の会計に関する件

九、税制に関する件

一〇、関税に関する件

一一、金融に関する件

一二、証券取引に関する件

一三、外国為替に関する件

一四、国有財産に関する件

一五、専売事業に関する件

一六、印刷事業に関する件

一七、造幣事業に関する件

一八、監視事業に関する件

一九、文化財保護に関する件

二〇、国際文化交流に関する件

二一、社会教育に関する件

二二、学校教育に関する件

二三、文教行政の基本施策に関する件

二四、体育に関する件

二五、学術研究及び宗教に関する件

二六、国際文化交流に関する件

井忠良君外九名提出、第八十四回国会衆法
第一五号)

五、労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出、第八十四回国会衆法
第一七号)

六、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外九名提出、第八
十四回国会衆法第二五号)

七、厚生関係の基本施策に関する件

八、労働関係の基本施策に関する件

九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福社及び人口問題に関する件

一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、国が行う民有林野の分取造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十三名提出、第八
十四回国会衆法第三号)

二、農林水産業の振興に関する件

三、農林水産物に関する件

四、農林水産業団体に関する件

五、農林水産金融に関する件

六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律
案(内閣提出、第八十四回国会衆法第七
号)

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正
する法律案(松本忠助君外三名提出、第八
十四回国会衆法第一〇号)

三、小規模事業者生業安定資金金融特別措置
法案(松本忠助君外三名提出、第八十四回国
会衆法第一一号)

四、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案(松本忠助君外三名
提出、第八十四回国会衆法第一二号)

五、通商産業の基本施策に関する件

六、中小企業に関する件

七、資源エネルギーに関する件

八、特許及び工業技術に関する件

九、経済の計画及び総合調整に関する件

一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する
件

建設委員会

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡
別措置法案(芳賀貢君外十三名提出、第八
十四回国会衆法第三号)

二、農林水産業の振興に関する件

三、農林水産物に関する件

四、農林水産業団体に関する件

五、農林水産金融に関する件

六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律
案(内閣提出、第八十四回国会衆法第七
号)

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正
する法律案(松本忠助君外三名提出、第八
十四回国会衆法第一〇号)

三、小規模事業者生業安定資金金融特別措置
法案(松本忠助君外三名提出、第八十四回国
会衆法第一一号)

四、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案(松本忠助君外三名
提出、第八十四回国会衆法第一二号)

五、通商産業の基本施策に関する件

六、中小企業に関する件

七、資源エネルギーに関する件

八、特許及び工業技術に関する件

九、経済の計画及び総合調整に関する件

一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する
件

運輸委員会

一、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に
関する臨時措置法案(久保三郎君外三十七
名提出、第八十四回国会衆法第二五号)

二、交通事業における公共割引の国庫負担に
関する法律案(久保三郎君外三十七名提
出、第八十四回国会衆法第二六号)

三、日本住宅公团法の一部を改正する法律案(岡
本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第
八号)

四、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、
第八十回国会衆法第三三号)

五、国有財産の増減及び現況に関する件

六、政府関係機関の經理に関する件

七、国が資本金を出資している法人の会計に
関する件

八、国又は公社が直接又は間接に補助金、獎
励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失
補償等の財政援助を与えているものの会計
に関する件

建設委員会

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡
別措置法案(芳賀貢君外十三名提出、第八
十四回国会衆法第三号)

二、農林水産業の振興に関する件

三、農林水産物に関する件

四、農林水産業団体に関する件

五、農林水産金融に関する件

六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律
案(内閣提出、第八十四回国会衆法第七
号)

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正
する法律案(松本忠助君外三名提出、第八
十四回国会衆法第一〇号)

三、小規模事業者生業安定資金金融特別措置
法案(松本忠助君外三名提出、第八十四回国
会衆法第一一号)

四、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案(松本忠助君外三名
提出、第八十四回国会衆法第一二号)

五、通商産業の基本施策に関する件

六、中小企業に関する件

七、資源エネルギーに関する件

八、特許及び工業技術に関する件

九、経済の計画及び総合調整に関する件

一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する
件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

二、國土行政の基本施策に関する件

決算委員会

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十一年度国税収納金整理資金受払
計算書

昭和五十一年度政府関係機関決算書
昭和五十一年度國有財産増減及び現在額
計算書

昭和五十一年度國有財産無償貸付状況總
計算書

昭和五十一年度國有財産無償貸付状況總
計算書

予算委員会

一、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡
別措置法案(芳賀貢君外十三名提出、第八
十四回国会衆法第三号)

二、農林水産業の振興に関する件

三、農林水産物に関する件

四、農林水産業団体に関する件

五、農林水産金融に関する件

六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律
案(内閣提出、第八十四回国会衆法第七
号)

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正
する法律案(松本忠助君外三名提出、第八
十四回国会衆法第一〇号)

三、小規模事業者生業安定資金金融特別措置
法案(松本忠助君外三名提出、第八十四回国
会衆法第一一号)

四、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案(松本忠助君外三名
提出、第八十四回国会衆法第一二号)

五、通商産業の基本施策に関する件

六、中小企業に関する件

七、資源エネルギーに関する件

八、特許及び工業技術に関する件

九、経済の計画及び総合調整に関する件

一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する
件

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、第八十四回国会閣法第四二号)

二、科学技術振興対策に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外四名提出、第八十回国会衆法第三四号)

二、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十回国会衆法第三九号)

三、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、衆法第一号)

四、公害対策並びに環境保全に関する特別委員会

一、物価問題等に関する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件
ロ・キード問題に関する調査特別委員会

一、ロ・キード問題に関する件

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

社会労働委員会

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出、衆法第六号)

文教委員会

オリエンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(内閣提出第六号)

第五号中正誤	
ペシ	段行
圭	一七
タ	一から七
丸	二六
ク	四から七
共鳴	第一号
攻勢	正